

セーフティネット融資 あんしん借換資金（危機関連枠）要綱

1 目的

この融資制度は、突発的に生じた大規模な経済危機又は災害等の事象により、著しい信用収縮が生じた際に発動される中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）に基づく危機関連保証を活用し、中小企業者の安定的な資金調達を図ることを目的とする。

2 融資対象資金

- (1) 運転資金
- (2) 設備資金

3 融資対象

京都市内で継続して 6 箇月以上同一事業を営む中小企業者並びに中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等で京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象となり、次のすべての要件を満たすもの

- (1) 中小企業信用保険法第 2 条第 6 項（以下「法第 2 条第 6 項」という。）に規定する特例中小企業者として認定を受けたもの
- (2) 本制度の活用により、安定的経営が見込まれ、かつ、返済の見込みが十分あるもの

4 融資条件

- (1) 融資限度額 2 億 8, 0 0 0 万円以内
ただし、保証協会の危機関連保証の保証利用可能額の範囲内とする。
- (2) 融資利率 年 1. 1 %（固定金利）とする。
なお、借換の場合は、年 1. 7 %（固定金利）とする。
ただし、京都市の他の要綱・要領等で特別な定めがある場合はこの限りでない。
- (3) 融資期間 1 0 年以内
ただし、京都市の他の要綱・要領等で特別な定めがある場合にはこの限りでない。
- (4) 返済方法 原則として元金均等月賦返済
ただし、必要により 2 年以内の据置期間を認める。
なお、融資期間が 1 年以内の場合は、一括返済を認める。
- (5) 保証人・担保 保証協会の保証付
保証人は必要に応じて徴求することとする。ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない。
担保は必要に応じて徴求することとする。

5 取扱金融機関・受付場所

京都銀行 南都銀行 滋賀銀行 関西みらい銀行 池田泉州銀行
京都信用金庫 京都中央信用金庫 近畿産業信用組合 京滋信用組合
三菱UFJ銀行 みずほ銀行 商工組合中央金庫

6 融資の手続き

(1) 相談・受付

本制度による融資の相談及び受付は、取扱金融機関の本・支店とする。ただし、相談については、京都商工会議所及び保証協会においても対応することとし、本制度の内容、申込資格、手続等を説明する。

(2) 提出書類

融資の申込をしようとするものは、融資申込書（取扱金融機関所定）に次の書類を添えて5の受付場所に提出しなければならない。

- ア 信用保証委託申込書（保証協会所定）
- イ 試算表等
- ウ 許認可等を要する事業を営むものにあつては、その許認可証等の写し
- エ 市民税の納税証明書
- オ 必要に応じ登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、定款の写し
- カ 法第2条第6項の規定による特例中小企業者であることの認定書
- キ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認めた書類

7 関係機関の事務処理

(1) 取扱金融機関及び保証協会の相談受付及び事前照会等

取扱金融機関は、具体的な融資相談があった場合は、新規資金や既往借入金の内容等について申込人から聴取するとともに、事前に保証協会に既往借入金の保証の内容等について、確認を行う。

(2) 取扱金融機関の審査・保証依頼等

取扱金融機関は、融資の申込を受け付けたときは、提出書類の内容を審査し、必要により保証協会と協議し、融資ができるものについては、保証協会に保証依頼を行う。

(3) 保証協会の審査・信用付与

保証協会は、取扱金融機関から受け付けた保証依頼について保証の可否を審査し、必要により取扱金融機関と協議し、保証ができるものについては、保証書を取扱金融機関に送付する。

(4) 取扱金融機関による融資実行

取扱金融機関は、保証協会から送付された保証書に基づき、速やかに融資を実行する。

8 期中管理

- (1) 取扱金融機関は、本制度に係る貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。ただし、保証期間が1年以内であるときはこの限りでない。

- (2) 取扱金融機関は、半期に一度、保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。ただし、報告期間が法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）（以下「危機指定期間」という。）中であるときは、原則として危機指定期間終了後に報告するものとする。
- (3) 取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。
- (4) 取扱金融機関が上記（2）の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

9 その他

- (1) 本制度の利用にあたっては、市民税の申告をし、かつ市税の滞納がないことを要件とする。
- (2) 京都市は、関係機関に対し、本制度の実施状況等についての調査・照会をすることができ、関係機関は京都市からの調査・照会に対して、回答するものとする。
- (3) 本制度の実施について必要な事項は、別に定める。
- (4) 本制度は、京都府及び京都市が十分に協力・連携し、運用するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月13日から施行し、8の期中管理については、既保証分を含め、令和5年度上半期モニタリングの報告分から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。